

第9回研究会における検討事項

第1 種類株主総会決議の要否（会社法第322条関係）（続き）

会社法第322条第1項に基づく種類株主総会決議に関して、新たな種類の株式を追加する場面における同項第1号の定款変更との関係での「損害を及ぼすおそれ」の判断枠組み及び具体的な当てはめ等につき、我が国のスタートアップ投資の実情等も踏まえ、どのように考えるか。

第2 現物出資規制（検査役調査規制）の在り方

会社法上、金銭以外の財産の出資により株式を引き受ける場合には、一定の例外を除き、裁判所の選任する検査役によって当該財産の価額の調査を受ける必要があるとされている。

この検査役調査に関しては、一定の費用及び期間を要することなどもあって、実務においては、検査役調査が行われることは極めて稀であり、通常、検査役調査が不要となる例外規定に該当するように（その範囲で）現物出資が行われているようである。

もっとも、近時、大企業や大学などが知的財産権をスタートアップ企業に出資しようとする事例や、知的財産権等の資産のスピンオフを実現しようとする事例が増えてきているようであり、そのような事例においては、出資の対象となる知的財産権等に相応の価値があることにより、検査役調査が不要となる例外規定の適用を受けることが困難となり、そのことがスタートアップへの投資やスピンオフの普及の妨げになっているとの指摘もあるようである。

現物出資規制に関しては、これまでも平成2年の商法改正、平成14年の商法改正、平成17年の会社法制定などを通じて、一貫してその規制の緩和（検査役調査を不要とする範囲の拡大）がされてきた経緯があるが、改めてその見直しを検討することは考えられるか。